

第十章 補正

1. 補正で提出すべき書類	2
1.1 特許.....	2
1.1.1 補正申請書.....	2
1.1.2 補正部分に線を引いた明細書又は特許請求の範囲の補正ページ	3
1.1.3 補正後の線なし明細書、特許請求の範囲又は図面の差し替えページ	3
1.2 実用新案	4
1.3 意匠.....	4
2. 誤訳訂正で提出すべき書類.....	5
2.1 特許.....	5
2.1.1 誤訳訂正書.....	5
2.1.2 訂正部分に線を引いた明細書又は特許請求の範囲の訂正ページ	5
2.1.3 訂正後の線なし明細書、特許請求の範囲又は図面の差し替えページ	6
2.2 実用新案	6
2.3 意匠.....	6
3. 補正と誤訳の訂正を同時に申請する場合の提出すべき書類.....	6

第十章 補正

出願人は専利出願後、審査中において自発的に明細書、専利請求の範囲又は図面の補正を申請することができる。ただし、審査意見通知書の発行又は最終通知を経た場合は、通知された期限内においてのみ補正することができる。もし、専門利主務官庁が審査中において明細書、専利請求の範囲又は図面を補正する必要があることを発見した場合も、職権により出願人に補正を通知することができる。

出願人が外国語書面によって出願し、それから補正により中国語版を提出した場合、中国語版のみについて補正を申請することができ、外国語版は補正できない。もし後で補正された中国語版に翻訳ミスがあるとの事情を発見した場合は、誤訳の訂正を申請することができる。

1. 補正で提出すべき書類

1.1 特許

特許出願において、補正の申請で添付すべき書類は以下の通りである。:

- (1)補正申請書一式2部。
- (2)補正部分に線を引いた明細書又は特許請求の範囲の補正ページ一式1部。
- (3)補正後の線なし明細書、特許請求の範囲又は図面の差し替えページ(初審の審査意見通知書の送達前は一式3部、初審の審査意見通知書の送達後は一式2部)。

電子出願により出願した場合、補正申請書、補正部分に線を引いた明細書又は特許請求の範囲の補正ページの電子ファイル、補正後の線なしの全ての明細書、特許請求の範囲又は図面の電子ファイルを添付しなければならない。

前述した規定に基づいて補正申請書類を添付しなかった場合は、方式審査時に期限を設けて補正を通知する。

1.1.1 補正申請書

明細書の補正を申請する場合は、補正されたページ数、段落番号と行数及び補正理由を明記しなければならない。特許請求の範囲の補正を申請する場合は、補正された請求項及び補正理由を明記しなければならない。図面の補正を申請する場合は、補正された図面の番号及び補正理由を明記しなければならない。

もし明細書及び特許請求の範囲の、ある用語が書類の多数箇所に見られ、且

つ全て補正する必要がある場合、願書に補正する前と補正した後の用語、所在ページ数、段落番号と行数、及び補正理由を記載することができ、線を引いた補正ページを添付する必要はないが、線なしの差し替えページを添付する必要がある。

1.1.2 補正部分に線を引いた明細書又は特許請求の範囲の補正ページ

元の内容を削除する場合は、削除する文字上に取消線を引かなければならない。新たに内容を追加する場合、新たに追加された文字に下線を引かなければならない。ただし、一部の請求項を削除する場合は、削除する請求項番号の後に「削除」と注釈すればよく、削除する請求項の全ての文字に取消線を引く必要はない。

特許請求の範囲の補正において、一部の請求項が削除された場合、その他の請求項の項番号をアラビア数字番号の順に配列し直さなければならない。図面の補正において、一部の図面が削除された場合は、その他の図の番号は図の番号順に配列し直さなければならない。

数回補正している場合、各回の補正で線を引いて注釈すべき部分は、その回の補正で添付された差し替えページ(版)を範囲とし、その補正内容については、審査意見通知書の送達前までは、出願日を取得した明細書又は特許請求の範囲が線を引く対比の基礎となり、審査意見通知書の送達後は、一番最近の審査済みの明細書又は特許請求の範囲が線を引く対比の基礎となる。以前に誤訳の訂正を申請したことがある場合は、その訂正したページ(版)が線を引く対比の基礎となり、訂正が許可されなかった場合は、別途訂正申請する前の中国語版を線を引く対比の基礎として線引きページ(版)を補正するよう通知する。

1.1.3 補正後の線なし明細書、特許請求の範囲又は図面の差し替えページ

補正を申請するには補正後の線なし明細書、特許請求の範囲又は図面の差し替えページを添付しなければならない。補正により明細書、特許請求の範囲又は図面のページ数、項目番号又は図番号が連続しなくなった場合、補正後の全ての明細書、特許請求の範囲又は図面を添付しなければならない。

数回補正された場合は、ページを単位とし、各回の差し替えページ(版)に重複ページがあった場合は、後の差し替えページ(版)が前の差し替えページに取って代わる。例えば：

- (1)第1回目の補正で差し替えページ P.1~P.19 を添付し、第2回目の補正で差し替えページ P.21~P.50 を添付した場合、二回の補正の差し替えページは重複しておらず、合わせて審査する。
- (2)第1回目の補正で差し替え版を添付し、第2回目の補正で差し替え版を添付

した場合、後の差し替え版が前の差し替え版に取って代わり、後の差し替え版が基準となる。

- (3)第1回目の補正で差し替えページ P.1~P.19 を添付し、第2回目の補正で差し替えページ P.19~P.50 を添付した場合、後の差し替えページ P.19 が前の差し替えページ P.19 に取って代わり、前の差し替えページ P.1~P.18、及び後の差し替えページ P.19~P.50 が基準となる。
- (4)第1回目の補正で差し替えページ P.1~P.19 を添付し、第2回目の補正で差し替え版を添付した場合、後の差し替え版が前の差し替えページ P.1~P.19 に取って代わり、後の差し替え版が基準となる。
- (5)第1回目の補正で差し替え版を添付し、第2回目の補正で差し替えページ P.1~P.19 を添付した場合、後の差し替えページ P.1~P.19 が前の差し替え版の P.1~P.19 に取って代わり、その他重複していないページは依然そのまま審査する。

1.2 実用新案

実用新案出願において、補正の申請で添付すべき書類は以下の通りである。:

- (1)補正申請書一式1部。
 - (2)補正部分に線を引いた明細書又は專利請求の範囲の補正ページ一式1部。
 - (3)補正後の線なし明細書、專利請求の範囲又は図面の差し替えページ一式2部。
- 前述した提出すべき書類は特許の規定を参照すること。電子出願により出願する場合は、特許の処理原則を参照すること。

規定に基づいて補正申請書類を添付しなかった場合は、方式審査時に期限を設けて補正を通知する。

1.3 意匠

意匠出願において、補正の申請で添付すべき書類は以下のとおりである。:

- (1)補正申請書一式1部：
明細書を補正する場合は、補正するページ数と行数及び補正理由を明記しなければならない。図面を補正する場合は、補正する図面の名称及び修正理由を明記しなければならない。
- (2)補正部分に線を引いた明細書の補正ページ一式1部：特許の処理原則を参照すること。
- (3)補正後の線なしの全ての明細書又は図面一式2部。
電子出願により出願する場合は、特許の処理原則を参照すること。
前述した規定に基づいて補正書類を添付しなかった場合は、方式審査時に期限を設けて補正を通知する。

2. 誤訳訂正で提出すべき書類

2.1 特許

特許において、誤訳により明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を申請する場合、添付すべき書類は以下の通りである。:

- (1)誤訳訂正書一式 2 部。
- (2)訂正部分に線を引いた明細書又は特許請求の範囲の訂正ページ一式 1 部。
- (3)訂正後の線なし明細書、特許請求之範囲又は図面の差し替えページ(初審の審査意見通知書の送達前は一式 3 部、初審の審査意見通知書の送達後は一式 2 部)。

出願人がその訂正理由を証明するための証明資料を提出する必要がある場合、併せて提出しなければならない。例えば：公信力を有する中国語-外国語辞典等の訂正理由を説明する必要資料を有する場合である。

電子出願により出願する場合は、訂正申請書、訂正部分に線を引いた明細書又は特許請求の範囲の訂正ページの電子ファイル、訂正後の線なしの全ての明細書、特許請求の範囲又は図面の電子ファイルを添付しなければならない。

前述した規定に基づいて訂正書類を添付しなかった場合は、方式審査時に期限を設けて補正を通知する。

2.1.1 誤訳訂正書

明細書を訂正する場合は、訂正するページ数、段落番号と行数、訂正理由及び対応する外国語書面ページ数、段落番号と行数を明記しなければならない。特許請求の範囲を訂正する場合は、訂正する請求項、訂正理由及び対応する外国語書面の請求項番号を明記しなければならない。図面を訂正する場合は、訂正する図の番号及び訂正理由を明記しなければならない。

2.1.2 訂正部分に線を引いた明細書又は特許請求の範囲の訂正ページ

元の内容を削除する場合、削除する文字上に線を引かなければならない。新しく追加された内容である場合、新しく追加された文字に下線を引かなければならない。

数回訂正している場合、各回の訂正で線を引いて注釈すべき部分は、その回の訂正で添付された差し替えページ(版)を範囲とし、その訂正内容については、訂正を申請する前の中国語版が線を引く対比の基礎となる。以前に誤訳の訂正を許可されたことがある場合は、訂正許可された訂正版(ページ)が線を引く対比の基礎となる。

2.1.3 訂正後の線なし明細書、特許請求の範囲又は図面の差し替えページ

誤訳訂正の申請は訂正後の線なしの明細書、特許請求の範囲又は図面の差し替えページ又は差し替え版を添付しなければならない。数回訂正している場合は、ページを単位とし、各回の差し替えページ(版)にページの重複がある場合は、後の差し替えページ(版)が前の差し替えページ(版)に取って代わる。

2.2 実用新案

実用新案において、誤訳により明細書、特許請求の範囲又は図面を訂正する場合、添付すべき書類は以下の通りである。:

- (1)誤訳訂正書一式 1 部。
- (2)訂正部分に線を引いた明細書又は特許請求の範囲の訂正ページ一式 1 部。
- (3)訂正後の線なし明細書、特許請求の範囲又は図面の差し替えページ一式 2 部。

前述した提出すべき書類は特許の規定を参照すること。電子出願により出願する場合は、特許の処理原則を参照すること。

前述した規定に基づいて訂正書類を添付しなかった場合は、方式審査時に出願人に指定期間内の補正を通知する。

2.3 意匠

意匠において、誤訳により明細書又は図面を訂正する場合、添付すべき書類は以下の通りである。:

- (1)訂正申請書一式 1 部 :
明細書を訂正する場合は、訂正するページ数と行数、訂正理由及び対応する外国語版のページ数と行数を明記しなければならない。図面を訂正する場合は、訂正する図面の名称、訂正理由及び対応する外国語版の図面の名称を明記しなければならない。
- (2)訂正部分に線を引いた明細書の訂正ページ一式 1 部。特許の処理原則を参照すること。
- (3)訂正後の線なしの全ての明細書又は図面一式 2 部。

出願人がその訂正理由を証明するための証明資料を提出する必要がある場合は、併せて提出しなければならない。例えば：公信力のある中国語-外国語辞典等である。

電子出願により出願する場合は、特許の処理原則を参照すること。

前述した規定に基づいて訂正書類を添付しなかった場合は、方式審査時に期限を設けて補正を通知する。

3. 補正と誤訳の訂正を同時に申請する場合の提出すべき書類

出願人が誤訳により訂正を申請し、審査を経て訂正が許可された場合、当該訂正版は出願時に外国語版に基づき翻訳された中国語版に取って代わり、後続の審査を行なう基礎となる。それゆえ、その出願において同時に訂正及び補正を申請する場合は、先に訂正を審査し、後続の補正申請の対比基礎とする必要がある。

外国語書面により出願日を取得した出願において、出願人が前後して又は同時に誤訳の訂正と一般の補正を申請する可能性があるが、両者が備えなければならない願書、適用範囲、対比の基礎及び効果等には違いがある。一般の補正を申請する場合は補正申請書を備えなければならないが、誤訳の訂正を申請する場合は、誤訳訂正書を備えなければならない。もし、両者を同時申請する場合は、二種類の申請書をそれぞれ提出する方法、誤訳訂正書に一般の補正の申請を付け加える方法もできるが、誤訳訂正書にそれぞれ訂正及び補正事項を指定しなければならない。

補正と誤訳による訂正を同時に申請する場合は、申請書の他に以下の書類をそれぞれ添付しなければならない(その数は特許、実用新案及び意匠のそれぞれ補正及び誤訳訂正した数と同じである。):

- (1)訂正部分に線を引いた明細書又は専利請求の範囲の訂正ページ: 訂正する前の中国語版がその線を引く対比基礎となり、以前に誤訳の訂正を許可されたことがある場合は、訂正を許可された訂正ページ(版)が線を引く対比基礎となる。
- (2)補正部分に線を引いた明細書又は専利請求の範囲の補正ページ: その回の訂正ページ(版)が線を引く対比基礎となり、訂正を許可されなかった場合は、別途訂正を申請する前の中国語版を線を引く対比の基礎として線引きページ(版)を補正するよう通知する。
- (3)訂正及び補正後の線なしの明細書、専利請求の範囲又は図面の差し替えページ(版)。